



新型コロナワクチン接種

他の予防接種との関係

インフルエンザ予防接種の接種時期となりましたが、これから新型コロナワクチン接種を受ける場合には次の点に注意してください。

新型コロナワクチンとそれ以外のワクチンは、同時に接種することはできません。

新型コロナワクチン接種は1回目と2回目の間隔を3週間空けて接種することになります。1回目と2回目の接種の間にインフルエンザ予防接種などそのほかのワクチンは接種できません。

【接種可能時期の例】

日	月	火	水	木	金	土
◎	◎	◎	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×
×	×	1回目	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×
×	×	2回目	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×
×	×	◎	◎	◎	◎	◎

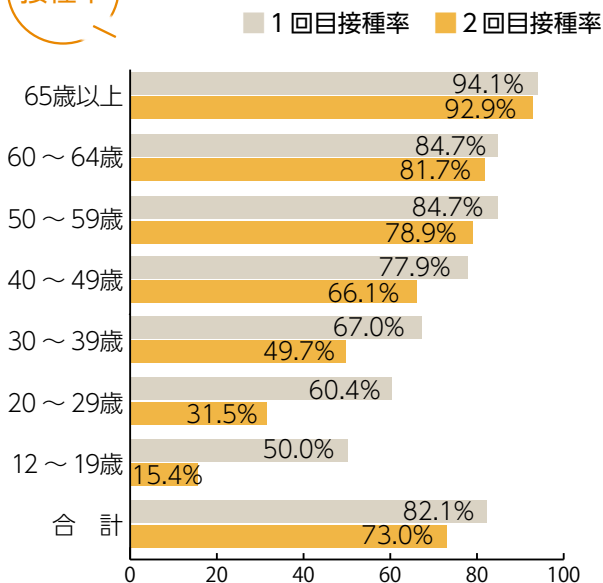


新型コロナワクチンを接種する日の前後2週間は、原則そのほかのワクチンを接種することはできません。

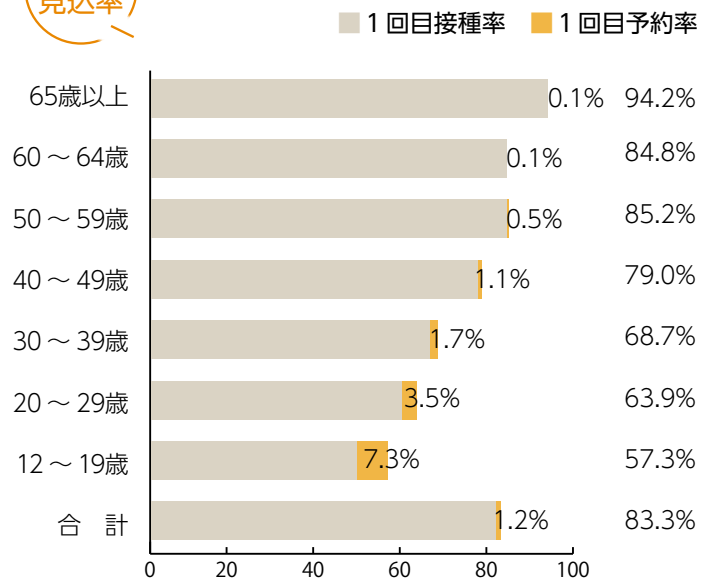
接種・予約率

10月8日(金) 午後6時現在のワクチン接種率と接種見込率(1回目)は次のとおりです。

接種率



接種見込率

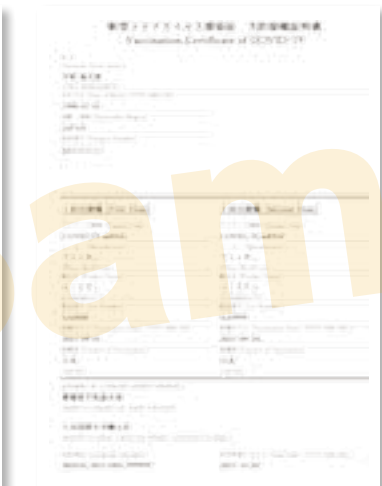


新型コロナワクチンの 接種証明

新型コロナウイルスワクチン予防接種済証または新型コロナウイルス感染症予防接種証明書(ワクチンパスポート)が必要な人は、申請をしてください。

【予防接種済証】

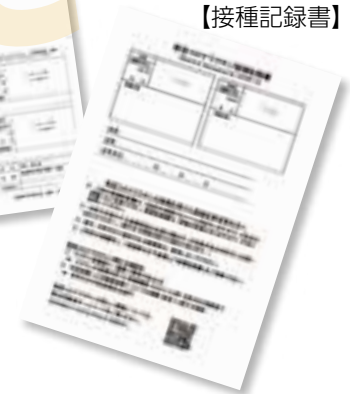
【予防接種証明書(ワクチンパスポート)】



【接種済証】



【接種記録書】



基本的に、接種券に付属している「接種済証」または「接種記録書」が接種証明になります。

■新型コロナウイルスワクチン予防接種済証

- 対 ▶ 接種日時点で市に住民票のある医療従事者などで、当市の発行する接種済証が必要な人
- ▶ 接種日時点で市に住民票のある人で、接種済証または接種記録書を紛失した人
- 申 窓口または郵送(申請時の郵送料は自己負担)

必要書類

- ▶ 新型コロナウイルスワクチン予防接種済証発行申請書
- ▶ 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)

■新型コロナウイルス感染症予防接種証明書(ワクチンパスポート)

- 対 接種日時点で市に住民票があり、海外渡航の予定がある人
- ※ 入国時の防疫措置(隔離措置・PCR検査など)の緩和などが認められる国については、外務省海外安全ホームページにて確認してください。防疫措置の緩和などが認められる対象国以外に渡航する場合でも、申請は可能です。
- 申 窓口、郵送または電子申請(申請時の郵送料は自己負担)

必要書類

- ▶ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書交付申請書
- ▶ 有効期限内の旅券(写し可)
- ※ 旅券番号、姓名および国籍が記載されているページ。
- ▶ ワクチン接種済証または接種記録書
- ▶ 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)

電子申請(マイナポータルぴったりサービス)を受け付けています

申請には、マイナンバーカードとマイナポータルAPがインストールされているスマートフォンまたはパソコン+ICカードリーダーが必要です。

※同一世帯の家族以外の申請の場合は委任状が必要です。申請受理後、原則郵送で交付します。

問 保険健康課ワクチン接種推進班 ☎24-1111内線3131・3161 FAX 24-1160